

PiTaPa 加盟店規約の主な変更点

変更後	変更前
<p><u>第26条の2（信用取引の実績がない場合における契約継続の意思確認について）</u></p> <p>1. <u>加盟店において1年以上信用取引の実績がない場合、当社は、加盟店に対して、本規約に基づく契約を継続する意思を確認する旨の通知を行うことができるものとしします。</u></p> <p>2. <u>前項の通知後30日以内に、当社が加盟店から契約継続の意思表示の通知を受領しない場合は、本規約に基づく契約はかかる30日経過時において当然に終了するものとしします。</u></p>	
<p>第32条（規約の変更）</p> <p>1. <u>当社は、法令の定めにより本規約を変更することができる場合には、当該法令に定める手続きにより本規約を変更できるものとしします。</u></p> <p>2. <u>前項に定めるほか、当社は、加盟店に予告することなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとしします。</u></p>	<p>第32条（規約の変更）</p> <p>当社は、加盟店に予告することなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとしします。</p>

その他、漢字または平仮名の表記、送り仮名の表記等の軽微な変更をしております。